

○弘前地区環境整備事務組合職員定数条例

昭和37年10月31日
条例第6号

改正 昭和38年6月11日 条例第2号	昭和52年12月21日 条例第2号
昭和43年3月26日 条例第2号	昭和53年3月25日 条例第1号
昭和46年3月25日 条例第2号	昭和54年3月30日 条例第1号
昭和47年7月14日 条例第3号	昭和57年3月26日 条例第1号
昭和48年3月30日 条例第1号	昭和58年3月24日 条例第1号
昭和49年12月20日 条例第2号	平成4年3月21日 条例第1号
昭和51年6月4日 条例第2号	令和元年11月21日 条例第2号
昭和52年3月26日 条例第1号	

(職員の数)

第1条 弘前地区環境整備事務組合職員で、常時勤務に服する者（休職者を除く。）の定数は、78人とする。

(定数外の職員)

第2条 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員については、臨時の職に関する場合に任用されたものに限る。）及び非常勤の職員は、前条の定数外とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和38年6月11日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第2号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月14日条例第3号）

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日条例第1号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月20日条例第2号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月4日条例第2号）

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月26日条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第1号）
この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第1号）
この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日条例第1号）
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日条例第1号）
この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月21日条例第1号）
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月21日条例第2号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。